

石川県
建設業
サポートブック



建設業サポートブック 目次

第1章	石川県の制度紹介	2
第2章	建設業法の改正について	10
第3章	建設業の働き方改革	12
トピックス		
	建設業許可・経営事項審査電子申請システム	16
第4章	元請業者と下請業者の 適正な契約に関する留意事項	18
第5章	建設業者の取組事例紹介	22
第6章	メニュー別支援施策集	26

第1章

石川県の制度紹介

建設業の許可について

▶ 建設業を営むには許可が必要です

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するために制定された法律です。

建設業を営むには、この法律により大臣又は知事の許可を受けなければなりません。

▶ 建設業許可の例外

このように建設業を営むには許可が必要ですが、「小規模な工事」のみを請け負う場合は必ずしも許可を受けなくてもよいこととされています。

「小規模な工事」とは建築一式工事では1件1,500万円未満の工事（消費税込）又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、それ以外の工事では、1件500万円未満の工事（消費税込）をいいます。

▶ 建設業許可の種類と区分について

(1) 大臣許可と知事許可について

- ・大臣許可：2つ以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合は国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

【問い合わせ・提出窓口】 国土交通省北陸地方整備局建政部

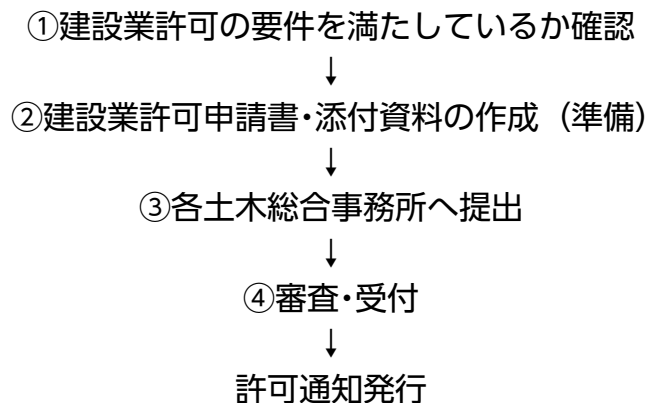
- ・知事許可：石川県内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合はすべて石川県知事許可申請となります。

※石川県知事許可を申請の方は次のページをご覧ください。

(2) 特定建設業と一般建設業について

- ・特定建設業：発注者から直接請け負った建設工事1件につき、その下請代金の合計額が建築一式工事にあっては6,000万円（消費税込）、建築一式以外の工事にあっては4,000万円（消費税込）以上となる下請契約を締結して建設工事を施工するときは特定建設業の許可が必要です。
- ・一般建設業：上記の特定建設業に該当する以外の場合には、請負代金の多少にかかわらず一般建設業許可により建設工事を施工することができます。

建設業許可申請手続きの流れ（石川県知事許可を取得する業者）



①許可取得の主な要件（詳しくは「建設業の許可申請のしおり」参照）

- ・ 適正に経營業務を行うことができる体制を有する者であること
- ・ 適切な社会保険に加入している者であること
- ・ 専任の技術者を有していること
- ・ 請負契約に関して誠実性を有していること
- ・ 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- ・ 欠格要件に該当しないこと

②許可申請書・添付資料（詳しくは「建設業の許可申請のしおり」参照）

- ・ 許可申請書様式（県監理課ホームページからダウンロード可能）
- （注）・ 納税証明書：県税事務所で取得
 - ・ 登記されていないことの証明書：金沢地方法務局で取得
 - ・ 身分証明書：本籍地の市区町村で取得
- など、監理課ホームページから取得できない書類が必要となる場合があります。

③各土木総合事務所へ提出（詳しくは「建設業の許可申請のしおり」参照）

- ・ 南加賀土木総合事務所 TEL 0761-21-3333
- ・ 石川土木総合事務所 TEL 076-272-1188
- ・ 県央土木総合事務所 TEL 076-239-3901
- ・ 中能登土木総合事務所 TEL 0767-52-5100
- ・ 奥能登土木総合事務所 TEL 0768-22-0567

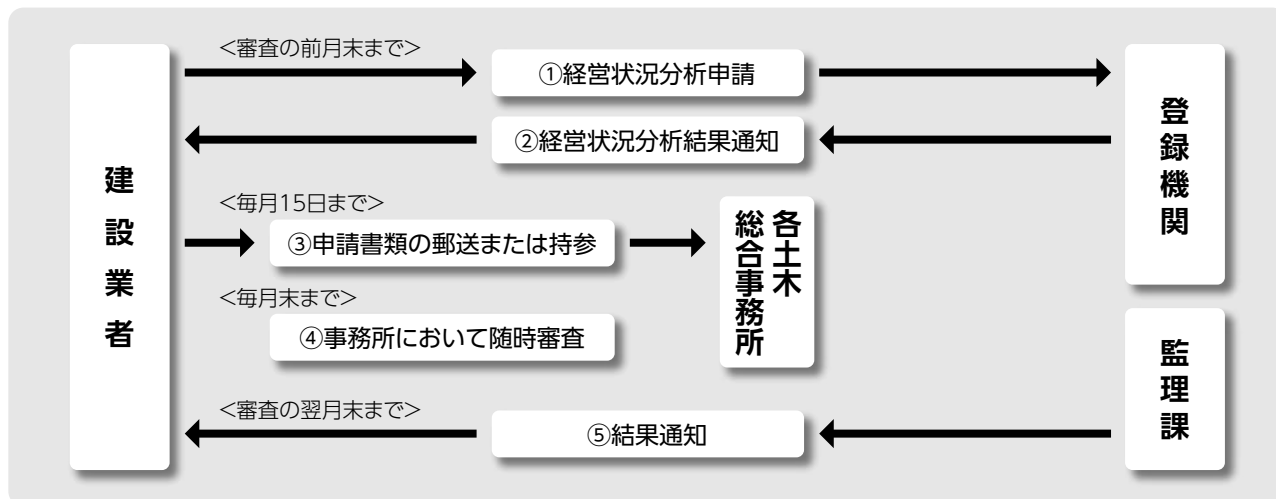
④審査・受付

- ・ 申請書類に不備や不足等がある場合は、修正が完了するまで受付できません。
- ・ 許可通知には、土木総合事務所での受付後30日程度を要します。
- （注）許可が必要となる日から逆算して申請する必要があります。

経営事項審査について

経営事項審査とは、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする場合に、建設業許可業者が受けなければならない審査です。また、経営事項審査には有効期間があるため、常時公共工事を受注するためには、有効期間が切れ目なく継続するよう、経営事項審査を受審する必要があります。

▶ 経営事項審査申請フロー



▶ 審査項目について

【県が行う審査】

- ・ 経営規模（工事種別年間平均完成工事高、自己資本額、利益額）
- ・ 技術力（工事種別技術職員数、元請完成工事高）
- ・ その他の審査項目（労働福祉、営業継続、建設機械の保有等の状況等）

【登録分析機関が行う審査】

- ・ 経営状況（純支払利息比率、売上高経常利益率、自己資本比率等）

▶ 審査窓口・問い合わせ先

【知事許可業者】

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・ 南加賀土木総合事務所庶務課 | TEL 0761-21-3333 |
| ・ 石川土木総合事務所庶務課 | TEL 076-272-1188 |
| ・ 県央土木総合事務所庶務課 | TEL 076-239-3901 |
| ・ 中能登土木総合事務所庶務課 | TEL 0767-52-5100 |
| ・ 奥能登土木総合事務所庶務課 | TEL 0768-22-0567 |

【大臣許可業者】

- | | |
|--------------|------------------|
| ・ 北陸地方整備局建政部 | TEL 025-370-6571 |
|--------------|------------------|

入札参加資格について

▶ 競争入札参加資格（指名願）とは

石川県では、地方自治法の規定に基づき、県が発注する建設工事等の競争入札に参加するために必要な資格等（競争入札参加資格）を定めています。

石川県が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格を取得し、有資格者となる必要があります。

▶ 競争入札参加資格の申請に必要な要件

以下の全てに該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業許可を有し、かつ、経営事項審査の総合評定値の通知を受けている者
- (2) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入している者
 - ※ 法律により各保険の適用が除外されている場合は加入する必要はありません。
- (3) 県税（個人県民税を除く。）及び消費税の未納がない者
 - ※ 新型コロナウイルス感染症の影響による未納については、例外規定があります。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に定める破産者等でない者

▶ 申請の手続き

定期申請（2年に1度）と随時申請があり、申請受付期間中に、インターネットからの電子申請と必要書類（納税証明書等）の送付を行っていただく必要があります。

詳細については、石川県土木部監理課ホームページに掲載しています。

〈石川県土木部監理課ホームページ〉

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/index.html>

▶ 入札参加資格の格付けについて

入札参加資格の審査の結果、経営事項審査の点数（客観点数）と県独自の審査項目に基づく点数（主観点数）を合計した総合点数に基づき等級の決定を行い（格付け）、石川県の有資格者名簿へ登載されます。

石川県が建設工事を発注する際は、原則として、発注予定金額に対応する等級の有資格者に対して発注することとしています。

〈等級及び発注予定金額の例〉

（土木一式）

等級	総合点数		発注予定金額	
A	850 以上		3,000 万円以上	
B	760 以上	850 未満	1,500 万円以上	3,000 万円未満
C	680 以上	760 未満	500 万円以上	1,500 万円未満
D	680 未満		500 万円未満	

主観点数（主観的事項審査）制度について

▶ 主観点数とは

国が定めた基準である経営事項審査（客観点数）の点数だけでは計れない災害復旧や雇用など地域経済への貢献のほか、技術力向上や社会貢献に熱心な地元の建設企業を適切に評価する仕組みとして、県独自の審査項目により加点又は減点を行う制度です。

経営事項審査に基づく点数（客観点数）と県独自の審査項目に基づく点数（主観点数）を合計した総合点数により、有資格者の格付けを行います。

▶ 審査対象項目（令和3年度）

区 分	評 価 項 目	評 価 点 数
技 術 力	工事成績	△25点～100点
	優良工事表彰	知事20点、部長10点
	ISO9001の認証	5点
	契約後 VE 提案	15点
社 会 性	ISO14001の認証等	5点
	災害協定の締結	県協会10点、地区協会5点
	次世代育成雇用環境	10点
	障害者の雇用	10点
	新分野進出	10点
	社会的取組み（12項目）	1項目5点（最大で5項目25点）
そ の 他	指名停止、営業停止	処分期間に応じて減点する

▶ 申請の手続き

主観的事項審査の申請受付は例年2月頃に行っており、申請項目に関する証明書等の必要書類を提出する必要があります。

詳細については、石川県土木部監理課ホームページに掲載しています。

〈石川県土木部監理課ホームページ〉

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/index.html>

石川県の入札制度について

▶ 電子入札の実施

石川県では、平成26年6月より、建設工事等の競争入札について、電子証明書（ICカード）を用いた電子入札を全面実施しており、入札に参加するためには、電子入札システムに対応した環境を整備する必要があります。

工事の発注見通し、入札公告及び入札結果についても、入札情報システムを通じ、インターネット上で公表しています。

電子入札等については、「石川県 CALS/EC ホームページ」をご参照ください。

〈石川県 CALS/EC ホームページ〉

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/cals-ec/cals-ec.html>

▶ 入札の方法

（1）一般競争入札

①一般競争入札とは

契約に関する公告を行い、一定の要件を満たす不特定多数の者を入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法です。

②対象となる工事

予定価格3千万円以上の工事

③入札参加の要件

石川県の建設工事に関する入札参加資格を有する者であるほか、入札参加者の施工能力を担保するため、営業所の所在地、平均完成工事高及び施工実績等の要件を個別の案件ごとに設定しています。

④落札者の決定

入札参加者が不特定多数の者にわたることから、工事の品質を確保するため、価格と価格以外の要素（企業の技術力等）の評価により落札者を決定する総合評価方式を実施しています。

（2）指名競争入札

①指名競争入札とは

資力、信用その他について、適当と認められる特定多数の競争参加者を選んで、入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法です。

②対象となる工事

予定価格250万円超3千万円未満の工事

③指名者の選定

石川県の建設工事に関する入札参加資格を有する者の中から、営業所の所在地や施工実績等を考慮して、十分な施工能力があると考えられる者を県が選定します。

④落札者の決定

最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で、最も低い価格をもって入札した者を落札者とします。

総合評価方式

工事の品質確保を目的として、価格と価格以外の要素（企業の技術力等）を考慮した総合的な評価値が最も高い者を落札者とする方式であり、石川県では、一般競争入札の対象となる工事において、以下により実施しています。

〈評価区分〉

①提案型

施工上の課題に対する技術提案と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

②評価Ⅰ型

施工上の課題に対する技術提案、企業や配置予定技術者の技術力、地域貢献度、地域精通度、施工体制等と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

③評価Ⅱ型

簡易な提案、企業や配置予定技術者の技術力、地域貢献度、地域精通度、施工体制等と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

〈評価値の算出式〉

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（=基礎点（100点）+加算点）}}{\text{入札価格}}$$

- ・基礎点：入札参加要件を満たす者が有する、当該工事を施工するための最低限の技術力に対する評価
- ・加算点：当該工事に関する技術提案、災害協力及び施工実績など、個々の入札参加者の技術力等に対する評価、施工体制の評価

〈加算点の評価基準（令和3年度）〉

	技術提案		企業の技術力				配置予定技術者の技術力			地域貢献度		地域精通度	施工体制の評価	不正行為 指名停止 (談合等)	合計点 (満点)
	技術提案	簡易な提案	同種工事の実績	工事成績	優良工事	ISO認証等	同種工事の実績	技術者の資格	CPD(継続学習)	災害活動	除雪協力	営業所の所在地			
提案型	20～50												30	▲2	50～80
評価Ⅰ型	10		(2)	4	1	1	1		0.5*	2	1	3	30	▲2	53.5(55.5)
評価Ⅱ型		5	(2)	4	1	1	(1)	0.5	0.5*	2	1	3	30	▲2	48(51)

注（ ）は特に技術力を要する工事のみに設定

※ 令和3年度は、過去2年間に取得した単位の合計で評価

建設業サポートデスク

建設業の抱える課題に対して、ワンストップで相談に応じます。

相談の内容に応じて各種支援制度を紹介するほか、中小企業診断士や社会保険労務士などの専門家を派遣します。

●●●●●●●●●● 総合相談窓口 ●●●●●●●●●●

▶ 対象となる方

県内建設業者

▶ 支援内容

● 建設業の各種相談

- ・ 建設業者の先進的な取り組み事例や県の支援制度などの紹介
- ・ 建設業者が支援制度を活用することとなった場合の当該機関への斡旋
- ・ 元請下請間のトラブル解決のためのアドバイス及び関係機関の紹介

● 専門家の派遣

- ・ 石川県建設業アドバイザー(中小企業診断士や社会保険労務士などの専門家)派遣による経営相談
(経営診断・経営計画の策定、就業規則の整備等)

▶ 利用方法

- ・ 下記の「問い合わせ先」までご連絡ください。

※簡単な質問や窓口に出向く時間がとれない方については、Eメールでの相談も受け付けています。

メールアドレス：kensetsu@pref.ishikawa.lg.jp

■ 問い合わせ先

○ 建設業サポートデスク（総合相談窓口）

- | | | |
|--------------|------------------|------------------|
| ・ 石川県土木部監理課 | TEL:076-225-1712 | FAX:076-225-1714 |
| ・ 南加賀土木総合事務所 | TEL:0761-21-3333 | FAX:0761-21-7080 |
| ・ 石川土木総合事務所 | TEL:076-272-1188 | FAX:076-272-1870 |
| ・ 県央土木総合事務所 | TEL:076-239-3901 | FAX:076-239-3701 |
| ・ 中能登土木総合事務所 | TEL:0767-52-5100 | FAX:0767-52-5104 |
| ・ 奥能登土木総合事務所 | TEL:0768-22-0567 | FAX:0768-22-2144 |

令和2年10月、改正建設業法が施行されました。
主な改正内容をご紹介します。

▶ 事業譲渡等の事前認可について

これまでは、建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要でした。そのため、新しい許可が下りるまでの間に建設業を営むことができない空白期間が生じ、不利益が生じていました。

今回の改正により、事業承継の規定が整備され、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能になりました。詳しくは、「建設業の許可申請のしおり」をご参照ください。

▶ 建設業許可基準の見直し

許可取得の要件である「経營業務の管理責任者として経験がある者を有していること」について、個人の経験によって能力を担保していたこれまでの考え方が見直され、組織の中で経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することが求められます。具体的な基準は以下のとおりです。

① 建設業に係る経營業務の管理を担当する常勤の役員等として、以下のいずれかの者を置くこと。

(1) 建設業の経営に関する経験を5年以上有している者（従来の「経營業務管理責任者」）

・ 役員等5年 ・ 執行役員等5年 ・ 経營業務補佐経験6年

(2) 建設業の役員等の経験2年以上を含む
建設業の管理職の経験を5年以上有している者
（経験の拡大）

(3) 建設業の役員等の経験2年以上を含む
役員等の経験を5年以上有している者
（対象業種の拡大）

○ 役員を補助する者の配置

…建設業の財務管理、労務管理
及び運営業務について
それぞれ業務経験5年以上の者

② 適切な社会保険に加入していること

・ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、建設業者がその加入義務が課されている保険に加入しているものであること。

※従業員が4人以下の事業者であり、厚生年金への加入義務がないなど、加入が義務となっていない保険について加入している必要はありません。

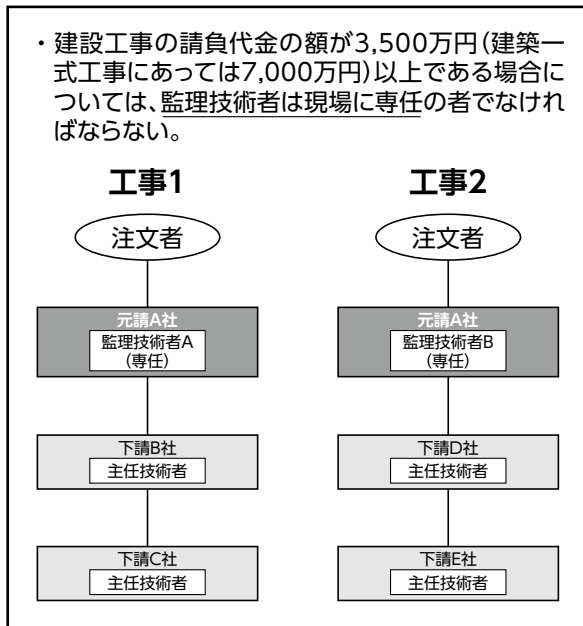
▶ 著しく短い工期の禁止

その注文した建設工事を施工するために「通常必要と認められる期間に比して、著しく短い期間（※）」を工期とする請負契約を締結してはいけません。

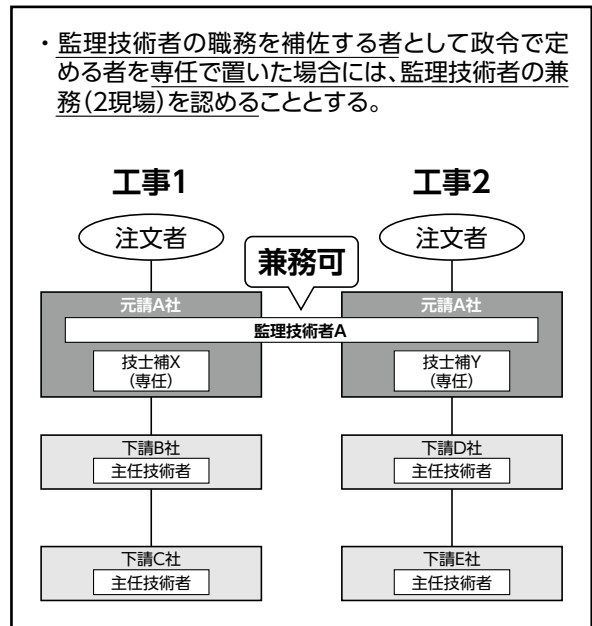
（※）「工期に関する基準（令和2年7月中央建設業審議会）」等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

▶ 監理技術者の専任の緩和

【～R2.9】

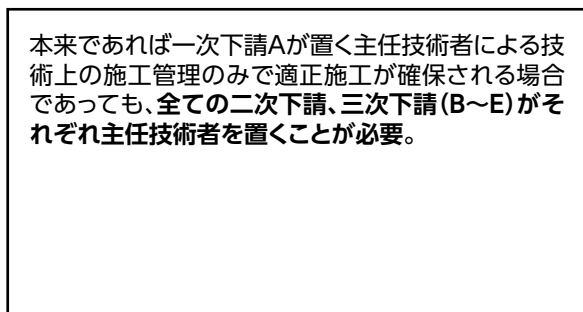


【R2.10～】

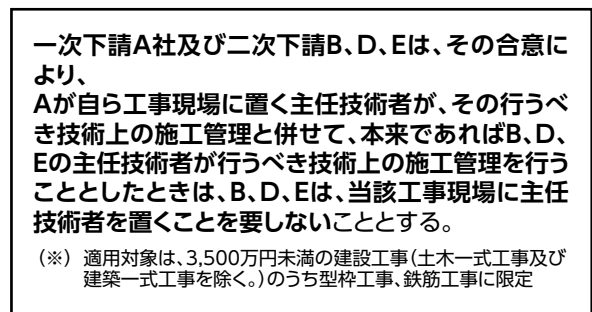


▶ 主任技術者の配置義務の見直し

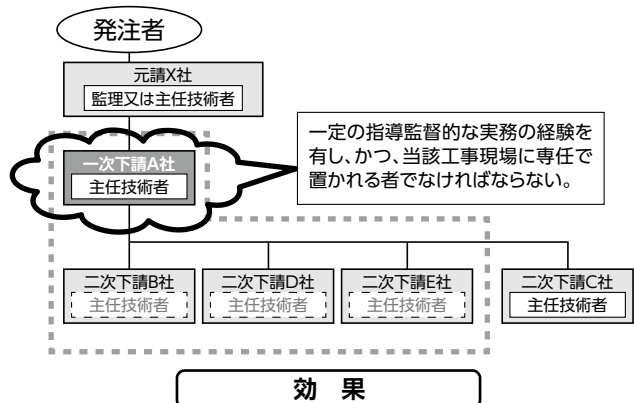
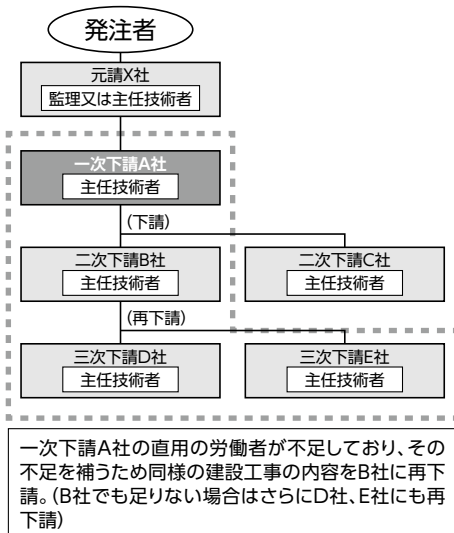
【～R2.9】



【R2.10～】



〈一次下請の主任技術者が一括で施工管理をする場合〉



元請負人：自社施工分を超える業務量に対応しやすくなる
 下請負人：受注の機会を確保しやすくなる
 +
 建設業における重層下請構造の改善に寄与

第3章 建設業の働き方改革

令和6年4月1日から 時間外労働の上限規制が適用されます

平成31年4月1日、労働基準法が改正されました。

時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結、監督署への届出が必要です。

労働時間・休日に関する原則

法律で定められた労働時間の限度
1日 8時間 及び 1週 40時間

法律で定められた休日
毎週少なくとも1回

これを超えるには、
36協定の締結・届出が必要です。
(様式 第9号の4)

建設業においても、時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。(令和6年4月1日から)

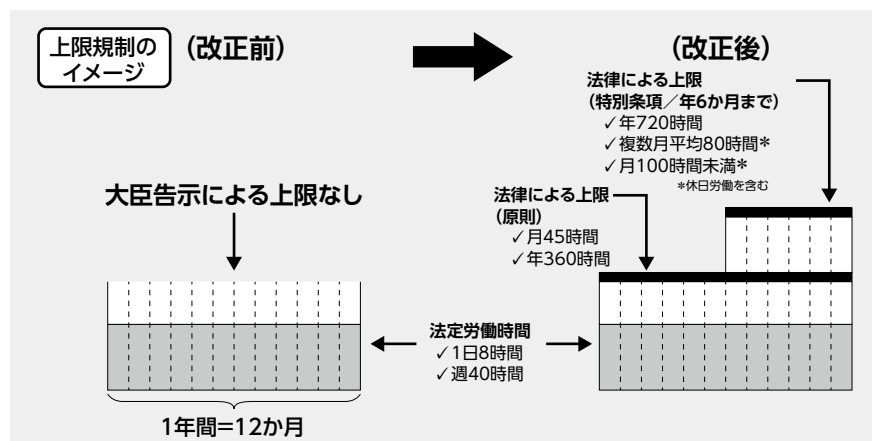
これまで、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限の基準（大臣告示）は、適用除外とされていましたが、令和6年4月1日以降、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

また、臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下の上限を超える時間外労働、休日労働はできなくなります。

- ・ 時間外労働が年720時間以内
- ・ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1か月当たり80時間以内

なお、時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度です。

上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。



建設業には、上限規制の例外規定があります。

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について

- ・月100時間未満
 - ・2～6か月平均80時間以内
- この2つの規制は令和6年4月1日以降も適用されません。

令和6年に向けて、今から取り組んでいきましょう！

- ・労働時間の適正把握
- ・週休2日制の導入
- ・適正な工期設定の推進 など



長時間労働者に対して面接指導等を実施しましょう

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、長時間の時間外・休日労働等をしている労働者に対して、事業者は面接指導を行う必要があります。

i 時間外・休日労働時間が月80時間を超えた場合

事業者 → ●申出をした労働者に対し、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施しなければなりません。
●時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者に関する作業環境、労働時間に関する情報、深夜業の回数及び時間数等の情報を産業医に提供しましょう。

労働者 → ●面接指導の申出をし、医師による面接指導を受けましょう。

産業医 → ●労働者に対し、面接指導の申出をするよう勧奨しましょう。面接指導を実施する産業医は「長時間労働者への面接チェックリスト(医師用)」等を活用しましょう。

ii 時間外・休日労働時間が月45時間を超えた場合

事業者 → ●健康への配慮が必要な者が面接指導等の対象となるよう基準を設定し、面接指導等を実施することが望まれます。また、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施することが望まれます。

令和5年4月1日から 中小企業の月60時間超の時間外労働に対する 割増賃金率が引上げになります

(現在)			(改正後)		
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は50% 中小企業は25%			月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引上げ		
	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間を超える労働時間			1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

平成31年4月1日から 年5日の年次有給休暇を労働者に取得させる ことが使用者の義務となっています

年次有給休暇の発生要件と付与日数

- 使用者は、労働者が雇入れの日から6か月間継続勤務し、その6か月間の全労働日の8割以上を出勤した場合には、原則として10日の年次有給休暇を与えなければなりません。

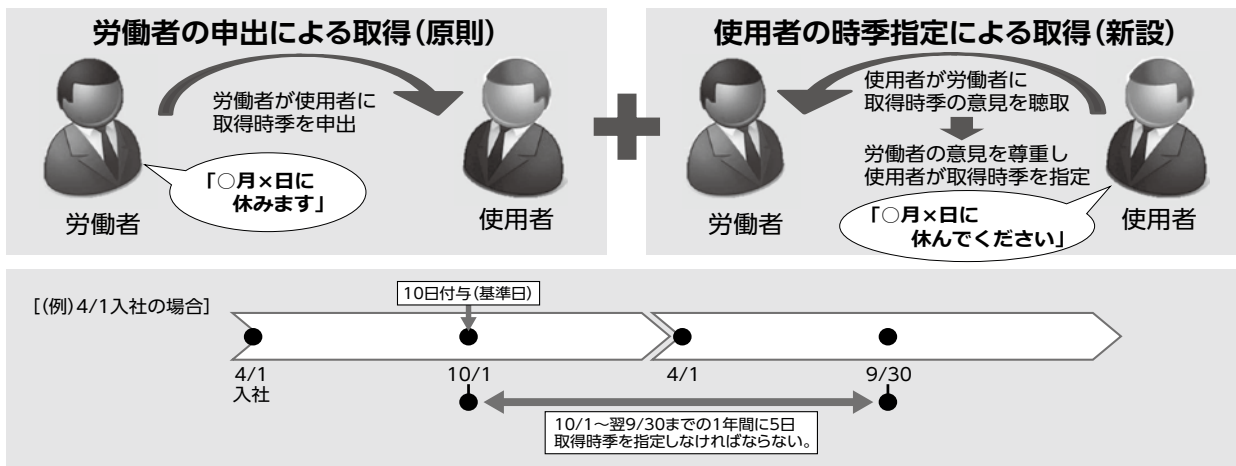
(※) 対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

勤続勤務年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者については、年次有給休暇の日数は所定労働日数に応じて比例付与されます。

年5日の年次有給休暇の確実な取得

時季指定義務のポイント



- ◆対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者(管理監督者を含む)に限ります。
- ◆労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- ◆年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。

(※) 労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数(計画的付与)については、5日から控除することができます。

- (例)
- 労働者が自ら5日取得した場合 ⇒ 使用者の時季指定は不要
 - 労働者が自ら3日取得+計画的付与2日場合 ⇒ //
 - 労働者が自ら3日取得した場合 ⇒ 使用者は2日を時季指定
 - 計画的付与で2日取得した場合 ⇒ // 3日 //



- ・使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- ・使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

建設事業主等に対する主な助成金のご案内

■ 人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース

雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成します。

■ 人材確保等支援助成金 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース (建設分野)

若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体に対して助成します。

■ トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコース

若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として一定期間試用雇用し、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース、障害者トライアルコース、新型コロナウイルス感染症トライアルコース又は新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース）の支給を受けた中小建設事業主に対して助成します。
1人あたり月額最大4万円（最長3か月間）

上記のほかにも、建設事業主に限らず活用できる助成金がございます。
詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

石川労働局 職業対策課
電話 076 (265) 4428

■ 働き方改革推進支援助成金 (労働時間短縮・年休促進支援コース)

生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまに対して助成します。



■ 働き方改革推進支援助成金 (勤務間インターバル導入コース)

勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまに対して助成します。



■ 働き方改革推進支援助成金 (労働時間適正管理推進コース)

生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。



■ 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。



詳しくは厚生労働省のホームページ又は
石川働き方改革推進支援センターにお問い合わせください。

石川労働局 雇用環境・均等室
電話 076 (265) 4429

石川働き方改革推進支援センターのご案内

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金指導等の見直し、**助成金の活用**など無料で相談に応じます。



実施機関／株式会社タスクール Plus フリーダイヤル ☎ 0120 - 319 - 339

トピックス

令和5年1月スタート

建設業許可・経営事項審査の 電子申請が始まります!



建設業許可・経営事項審査 電子申請システム (JCIP)

※一部の行政庁では、令和5年1月からの電子申請受付は行いません。

電子申請のメリット



▶▶ 会社・自宅からインターネットで申請

会社や自宅のパソコンから、インターネットで申請・届出書類を作成し、申請・届出ができますので、行政庁への訪庁や郵送での申請・届出が不要になります。

※従前通り、紙媒体による申請も受け付けます。 ※変更届も対象です



▶▶ データ連携により書類の取得・添付が不要

法務省(登記事項証明書)、国税庁(納税情報)等とのデータ連携により、当該書類の取得や添付が不要になります。

※令和5年1月からのデータ連携は、上記に加え技術者資格情報等になります。
※デジタル庁が提供する認証サービス「GビズID」のID取得が必要となります。
※一部の手続きについてはデータ連携は行えません。



▶▶ 外部データの取込、前回申請データの再利用

外部のアプリケーション等で作成したデータの取込や前回申請したデータを利用した申請書類の作成ができますので、入力の手間が省けます。



▶▶ エラーチェック、自動計算

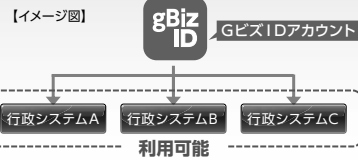
システムによるエラーチェックや自動計算を行いますので、申請書類の作成に係る手間が省け、作成誤りがなくなります。

ご利用の前にご確認ください

▶▶ G Biz ID アカウントのご用意 (必須)

システムのご利用(ログイン)にあたっては、デジタル庁が提供する「G Biz ID」が必要になります。
事前に「G Biz IDプライム」アカウントの取得、または取得後に「G Biz IDプライム」アカウントから作成した「G Biz IDメンバー」アカウントをご用意ください。

※代理申請の場合も、申請者・代理人ともにIDが必要となります。
※詳細については、[gBizID] ウェブサイトに掲載されているマニュアルをご参照ください。



▶▶ 電子化の対象となる手続の範囲

※受付開始時期は都道府県によって異なります。

○建設業許可関係

- 許可申請
(新規許可、許可換え、般特許可、業種追加、更新)
- 変更等の届出
(事業者の基本情報、経営業務管理責任者、営業所の専任技術者、営業所の代表者等)
- 廃業等の届出 •決算報告
- 許可通知書等の電子送付
※各行政庁により取扱いは異なります。

○経営事項審査関係

- 経営事項審査申請
(経営規模等評価、総合評定値)
- 再審査申請
(経営規模等評価、総合評定値)
- 結果通知書等の電子送付
※各行政庁により取扱いは異なります。

▶▶ 取得・届出が不要になる添付書類

○バックヤード連携により、以下の添付書類の取得・提出が簡素化されます。

- 法務省(登記事項証明書)
※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可・法人
- 技術検定合格証明書



○添付の自動化により、添付書類の取得・提出が簡素化されます。

- 納税情報(法人税/所得税)
※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可・法人/個人
- 納税情報(消費税及地方消費税)
※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可/都道府県知事許可・法人/個人

※令和5年度からは、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、建設業経理士登録証等のバックヤード連携を予定

- 技術検定合格証明書(令和5年1月~)
- 建設業経理士検定試験合格証明書(令和5年度)
- 監理技術者資格者証(令和5年度)
- 建設業経理士CPD講習修了証(令和5年度)

▶▶ ご注意ください

スマートフォンからは、当サービスをご利用いただけません。

ご利用には以下のソフトウェアが必要です。

ブラウザ: Microsoft Edge, Google Chrome

PDF閲覧用ソフト: Adobe Acrobat Reader 等



◆ 本チラシに関するお問合せ

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課
TEL:03-5253-8111

第4章

元請業者と下請業者の適正な契約に関する留意事項

1 トラブル回避のポイント

元請業者と下請業者の請負契約は、建設業法等関係法令に従い、次の点に注意し、トラブルを回避しましょう。

建設工事の請負契約の内容

■建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。(建設業法第19条第1項)

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤ 前金払または出来高払の定めをするときは、その時期及び方法
- ⑥ 当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更または損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦ 天災その他の不可抗力による工期の変更または損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額または工事内容の変更
- ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、または建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

- ⑪ 注文者が工事の全部または一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期
- ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑬ 工事目的物の瑕疵担保責任または瑕疵担保責任に関する保証等の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑮ 契約に関する紛争の解決方法

産廃処理費や建退共証紙の費用負担も明記しましょう



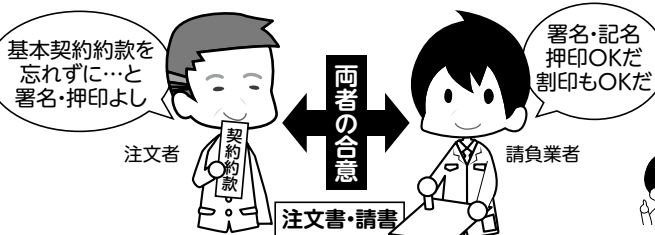
注文書、請書の場合

■当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合(通達)

- ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、前記①～⑤(法第19条第1項各号)に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付してください。
- ② 注文書及び請書には、前記①～④(法第19条第1項第1号から第4号)までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことを明記してください。
- ④ 注文書には注文者が、請書には請負業者がそれぞれ署名又は記名押印してください。

■注文書及び請書の交換のみによる場合(通達)

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷してください。
- ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別記載事項を除き、前記①～⑤(法第19条第1項各号)に掲げる事項を記載してください。
- ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押してください。
- ④ 注文書及び請書の個別記載欄には、前記①～④(法第19条第1項第1号から第4号)までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- ⑤ 注文書及び請書の個別記載欄には、それぞれの個別記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことを明記してください。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負業者がそれぞれ署名又は記名押印してください。



不当に低い請負代金の禁止

- 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはいけません。(法第19条の3)



請負業者の保護と建設工事的確な施工のため、不当に低い請負代金での契約は禁止。

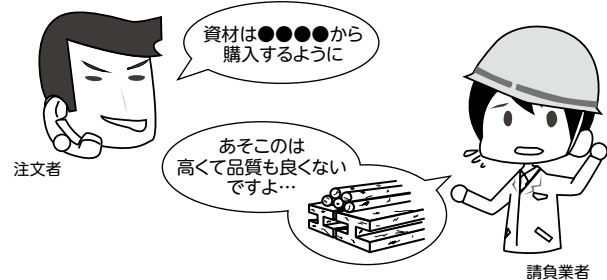


不当な使用資材等の購入強制の禁止

- 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材もしくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負業者に購入させて、その利益を害してはいけません。(法第19条の4)



注文者が資材や機械器具、またその購入先を強制的に指定することは禁止。

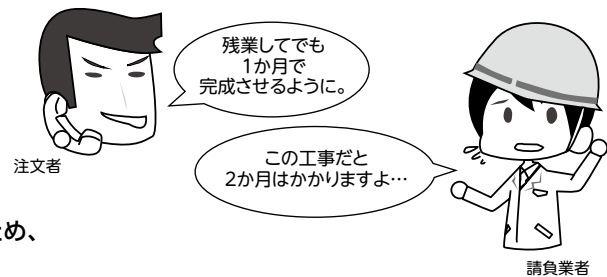


著しく短い工期の禁止

- 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比べて著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはいけません。(法第19条の5)



長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため、適正な工期設定を行う必要があります。

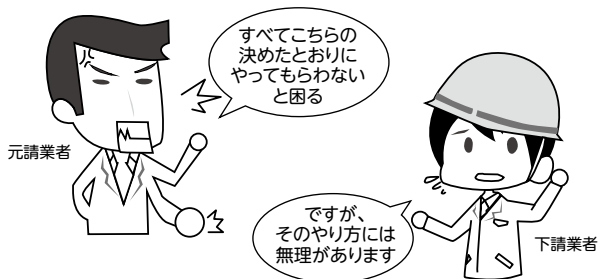


下請負業者の意見の聴取

- 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請業者において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請業者の意見を聞かなければなりません。(法第24条の2)



元請業者は、工程や作業方法等を定めるときは、あらかじめ下請業者の意見を聞くこと。



下請代金の支払

- 下請契約における元請業者は、出来高払又は完成払を受けたときは、支払の対象となった工事を施工した下請契約における下請業者に、当該支払を受けた日から1ヵ月以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。(法第24条の3第1項) また、下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とします。



元請業者は、注文者からの支払後1ヶ月以内に下請業者に下請代金をできる限り現金で全額支払うこと。



検査及び引渡し

■元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければなりません。(法第24条の4第1項)

■元請業者は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければなりません。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りではありません。(法第24条の4第2項)



元請業者は、建設工事の完成通知を受けて20日以内に検査を完了し、下請業者から申し出があれば、直ちに引渡しを受けること。ただし、特約がある場合は20日以内で。

特定建設業者の下請代金の支払

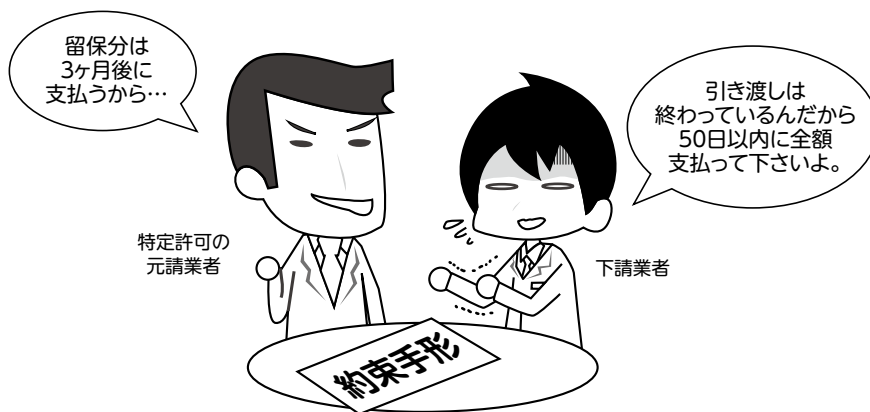
■特定建設業者である注文者は、受注者(特定建設業者及び資本金額が4,000万円以上の法人は除く。)に対し、引渡しの申出の日から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。(法第24条の6第1項)

■特定建設業者である注文者は、受注者(特定建設業者及び資本金額4,000万円以上の法人は除く。)に対し、下請代金の支払につき、その支払期日までに一般の金融機関の割引きを受けることが困難な手形を交付してはなりません。(法第24条の6第3項)

■下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くしなければなりません。(通達)

■下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払としなければなりません。(通達)

■下請代金の支払に係る手形の手形期間は、120日以内とすることは当然として、段階的に短縮して将来的には60日以内とするよう努めるとともに、できる限り短い期間としなければなりません。(通達)



特定建設業者は、下請業者からの引渡申出日から50日以内に下請業者に下請代金をできる限り現金で全額支払うこと。

2 当事者間で解決ができなくなった場合

当事者双方での話し合いによる解決が原則ですが、それで解決できない場合は、裁判の民事調停及び民事訴訟等を検討することになります。

なお、建設業法の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、国土交通省及び各都道府県に「建設工事紛争審査会」が設置されています。

建設工事紛争審査会

審査会の目的

発注者(元請業者)が請負代金を支払ってくれないなど、建設工事の請負契約に関する紛争について、迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づき設置された公的機関です。

紛争解決の方法

審査会の委員が、当事者双方の主張を聴き、原則として当事者双方から提出された証拠を基に紛争の解決を図ります。

審査会の委員

建設工事に関する技術や法律・商慣行等の専門家として、弁護士、一級建築士などが委員となり、公正・中立な立場に立って紛争の解決にあたります。

手続の種類

「あっせん」「調停」及び「仲裁」の3種類があり、いずれの手続も原則非公開で行われます。

	あっせん	調 停	仲 裁
趣 旨	当事者の歩み寄りによる解決を目指す。		裁判所に代わって判断を下す。
担当委員	原則1名	3名	3名
審理回数	1～2回程度	3～5回程度	必要な回数
解決した場合の効力	民法上の和解としての効力 (別途公正証書を作成したり確定判決を得たりしないと強制執行ができない。)		裁判所の確定判決と同じような効力(執行決定を得て強制執行ができる。)
特 色	調停の手続を簡略にしたもので、技術的・法律的な争点が少ない場合に適する。	技術的・法律的な争点が多い場合に適する。場合によっては、調停案を示すこともある。	裁判に代わる手続で、一審制。仲裁判断の内容については裁判所でも争えない。
そ の 他	_____		仲裁合意が必要

紛争処理に要する費用

紛争処理の手続を行うには、申請手数料・通信運搬費・その他書類作成等の費用が必要です。原則として、両当事者はそれぞれ各自の出費分を負担することになっています。

問い合わせ先

石川県土木部監理課建設業振興グループ
電話:076-225-1712 FAX:076-225-1714

「次の100年に向けて」

選ばれる会社となるための組織改革(担い手確保・育成対策)

株式会社 明翫組

会社概要

代表者	代表取締役社長 明翫 圭祐	所在地	金沢市泉野町6丁目15番15号
資本金	3,500万円	従業員数	36名(役員含む)
直近決算売上高	1,239,068千円	連絡先	TEL 076-242-3411

創業105年目を迎えて

株式会社明翫組は大正6年4月美川町にて創業、今年で105年目を迎えました。これは、ひとえに弊社に勤務された多くの先輩方のご努力とご尽力によって受け継がれてきたものです。しかし、建設業界は現在、『仕事がきつい』『休みが取れない』そういったイメージが先行し、新たな担い手の確保が難しい業種となっています。さらに、県内の工業系高校、大学卒業者の多くが他産業を含めた県内外の大手企業等を志望する中、中小規模の会社においては同業他社との採用競争もますます厳しくなっているのが現状です。そうした中、当社では『次の100年』を担う人材の確保と若手社員の育成を会社の最優先課題として掲げ、さまざまな施策に取り組んでいます。



工事現場の様子

当社の担い手確保・育成対策について

当社では、担い手確保(離職防止)・育成対策として、若手、中堅社員を対象としたメンタルサポート制度、ベテラン社員と若手社員をペアで現場に配置することで、現場で直接技術の指導を行う社内OJT制度を実施しています。また、仕事に取り組む上での活動方針として「新6S活動」(スマイル、セーフティー、スマート、スピード、スケジュール、シャープ)を展開しており、日々社員一人一人にチームとして行動することの大切さ、互助精神の必要性を説いています。そして、令和4年4月から働き方改革の目玉として「完全週休2日制」を導入、それと並行してユースエール認定取得を会社の目標に掲げ、会社として社員に年間10日以上の有給休暇取得を積極推奨し、社員がゆとりを持って働ける環境を推し進めています。さらに、令和4年6月に完成した新社屋のイメージカラーであるブラウン色に合わせ、作業服、名刺や封筒、HPを新調し、会社全体の一体感を感じてもらえるよう配慮も致しました。併せて昨年度より、社員全員にiphoneを導入し、グループウェアのサイボウズオフィスや社員間のチャットツールであるエルガナを活用したスピーディかつコミュニケーションが取り易い風通しの良い職場づくりに注力しています。



新6S活動



災害防止に向けたABC+D活動

従業員満足度(ES)の向上へ

さまざまなITツールや従業員からの声を積極的に取り入れることで、職場内のコミュニケーションが活発化し、働きやすい環境が生まれています。また、会社が社員に有給休暇取得を積極推奨するようになったことにより、遠慮せず有給休暇を取得する社員が増えてきました。

また、公共土木工事においては週休2日制モデル工事が増えてきたこともあり、土日に休みをしっかりと取れる環境が増えてきたものの、民間工事を中心とする建築工事においては依然として土曜日も仕事をやるケースが多く残っており、土木の社員は休んでいるのに、建築の社員が働いているといったケースが散見されます。これは業界全体としての課題ではありますが、当社においてはその格差を少しでも是正し、働き方の均一化が図られるよう、業務の分担化によるバックアップ体制の模索(現場の書類作成を本社社員がカバー等)や土木、建築相互間の社員協力体制の確立(出来る部分の補助等)について日々、話し合い、試行錯誤を繰り返しながら、社員の働きやすい環境づくりに挑戦しています。

選んでもらえる会社に向けて

地域貢献として、完成した新社屋は、打合せ室を町内会の会議等に利用してもらえるよう無料での貸出を計画しています。また、テナントを入居させることで、地域の賑わい、潤いを創出することも目指しました。新社屋の外観は建設会社らしくらぬ非日常感が漂うデザインの社屋とすることで、社員はもとより地域住民から面白いことを行っている会社だな、新しいことに挑戦している会社だなというイメージを持ってもらえることを期待しています。これまでの歴史と伝統を大切に守りながら、変化を恐れず、常に「新しいことに挑戦していく」ことで、これからの100年に向けて、社員が働きやすい環境づくり、就職先として選んでもらえる会社作りをさらにブラッシュアップしていきたいと考えています。



完成した新社屋

未来の建設業を創造するため 変革と継承を通して、活性する企業を目指して

株式会社 向出組

会社概要

代表者	熊本市郎	所在地	加賀市下河崎町へ18番地
資本金	4,800万円	従業員数	25名
直近決算売上高	1,240,295千円	連絡先	TEL 0761-73-1555

直面した課題と求められた変革

さまざまな業種でも言われています「人手不足」は、建設業においても「職人不足」「技術者不足」が深刻な課題として浮き彫りとなっており、担い手の確保・育成対策が重要課題となっています。

当社においても新人の採用を10年以上見送って来たため、いつのまにか中堅社員やベテラン社員ばかりとなり20代の社員がおらず、いざ新卒の採用に乗り出してみると教育・指導・技術の継承といった「オンザ・ジョブ・トレーニング」が途切れていることに直面するばかりか、「働き方改革」に対する時代の変革も問題でした。

知識・技能・経験などが必要な技術職に、若者が継続して働きやすい環境整備や「ワーク・ライフ・バランス」・「やりがい」の創出などを整えることは、中堅・ベテラン社員にとっても刺激となり、新しい建設業の未来を描くことができる「気付き」「きっかけ」であると感じるばかりか、当社が目指す『一人一人の社員が主役の豊かな職場環境を創る』ことにもつながると思い環境整備や新しいチャレンジに踏み切りました。



インターンシップ受入れ



地元工業高校生を招いての現場見学会



CSR活動(小松市水害)

中堅社員持ち回り教育制度「マスター(師匠)」制度の導入

そこで中堅社員を「マスター(師匠)」と称する新人教育係として選任し、担当を固定するのではなく複数人・持ち回りで担当することで中堅社員個々の良いところをより多く学び、さまざまな技術を習得する機会を与える「マスター(師匠)制度」を発足しました。

また、中堅社員「マスター(師匠)」全員で情報共有をおこない、若手社員の課題や、実力を中堅社員全員で共有することで、過不足を把握して効率よく円滑に新入・若手社員の能力向上・サポートにつなげ、併せて自ら学び教えることで、基礎を再確認し中堅社員の能力向上も目的としました。

クラウドを利用したグループウェアの導入と業務の効率化

今まで紙で回覧・決裁していたものを、電子化してクラウド上で申請・閲覧・回覧・決裁を行えるようにしました。時間的制約が少なくなるばかりか、離れた現場からも本社に戻る必要がなくなり、携帯・スマホか

からも閲覧・決裁できることで業務の効率化が図られ、個々の役割や申請・決裁も明確になり、有給の申請も簡易に提出できるので有給取得率の向上にもつながりました。

また、コロナ感染症の拡大中においても当該システムを利用することで、現場⇄自宅とリモートワークも行うことが可能となり、さらなる「働き方」への変革にも新しい可能性に感じました。

女性・若手技術者が活躍できる職場整備や意識改革で新しい可能性の創造

最初は中堅・ベテラン社員の中にも女性技術者への抵抗がなかったわけではありませんが、当社が女性技術者を迎えるにあたり、女性専用施設の改装を行うなどの環境づくりから始まり、年間休日の見直し、定時労働の推進により若手技術者全体の「ワーク・ライフ・バランス」の向上を図りました。

最初の懸念とは裏腹に女性技術者がいることで職場が明るくなるばかりか、会話やコミュニケーションも図られるようになり、マスター制度も相乗し、若手技術者のスキルに合わせた作業分担や協力により、性別を問わず多様性を尊重し、協調し合うことで変革に自然とコミットしていているようです。

本年度3人目の女性技術者を迎えることができ、今後、(一社)石川県建設業協会「百万石小町『結』」にも積極的に参加することで他社の女性技術者とも交流を図り、社外・社内を問わず女性技術者同士のコミュニティもより創造されて行くことにも期待しています。

福利厚生も女性・若手技術者の成長と共に順応して多様性を尊重し、柔軟に対応していくことが企業の発展と新しい可能性に寄与していくものと考えます。



活躍する女性技術者

チャレンジと課題、その先の成長が生むもの

さまざまなチャレンジや情報技術の利用・環境整備におけるハードウェアの構築も、昨今のコロナ感染症対策により「本音で語り合う」「個々の悩みや不安に耳を傾ける」場が設けられておらず「コミュニケーションの循環不足」という課題が生じてます。

また、技術職という職種の特徴上、十年単位の経験や知識・努力を必要とするため、難しさや苦労ばかりが目立ち、喜びや達成感を感じ、伝えることに苦慮するなど、つくづく「一人一人の社員が主役の豊かな職場」を創ることへの難しさを痛感しています。

ですが新しいチャレンジには新し課題と効果が生まれます。この課題・問題を解決するためには、これまでの常識や固定概念に囚われず、「失敗するかも」「べき論」ではなく新しいチャレンジから「気づき」や「きっかけ」が生まれ、そこから生まれる新しい可能性を拾い上げ評価・改善を繰り返していけば、活性し続ける、成長し続けられると信じます。

求められる技術者を育て、必要とされる企業をめざし、明日の未来を創造する「モノづくり」の喜びと技術を磨きながら、次代に継承しつつ、個人の力をのびのびと生かす企業風土を大切に育んでいき、地域と共に成長できる、貢献できる企業でありたいと望んでいます。



親睦旅行



社員旅行

【相談・その他】

制度名	制度の概要	問い合わせ先
建設業サポートデスク	本業の経営強化、新分野進出、雇用管理、元請・下請間のトラブルなどの課題に対し、ワンストップで応じる相談窓口です。また、専門的な助言が必要な場合は、経営コンサルタントなどの専門家を無料で派遣し、経営診断や経営計画策定などの支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県土木部 監理課 建設業振興グループ TEL：076-225-1712 FAX：076-225-1714 ・南加賀土木総合事務所 TEL：0761-21-3333 FAX：0761-21-7080 ・石川土木総合事務所 TEL：076-272-1188 FAX：076-272-1870 ・県央土木総合事務所 TEL：076-239-3901 FAX：076-239-3701 ・中能登土木総合事務所 TEL：0767-52-5100 FAX：0767-52-5104 ・奥能登土木総合事務所 TEL：0768-22-0567 FAX：0768-22-2144
石川県建設新技術認定・活用制度	石川県内の建設関連企業で創出された新技術(工法、材料、製品)を公共工事で活用し、安価で質の高い社会資本整備や、県内企業の育成と技術力向上を図ることを目的としています。認定を受けた新技術については石川県が行う公共工事で積極的に活用します。	<p>石川県土木部 監理課 技術管理室 TEL：076-225-1787 FAX：076-225-1788</p> <p>http://www.pref.ishikawa.jp/gijyutsu/singijyutu/index3.html</p>
農業参入サポートデスク	農業参入に関するワンストップ相談窓口として、制度や手続き等の説明、各種相談活動を行い、受け入れる市町・集落と企業とのマッチングを行います。	<p>農業参入サポートデスク TEL：076-225-1613 FAX：076-225-1618 (石川県農林水産部 農業政策課 農業参入・経営戦略推進室内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南加賀農林総合事務所 企画調整室 TEL：0761-23-1707 FAX：0761-23-1207 ・石川農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-276-0528 FAX：076-276-2745 ・県央農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-239-1750 FAX：076-239-1720 ・中能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0767-52-2583 FAX：0767-52-3151 ・奥能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0768-26-2320 FAX：0768-26-2331 <p>公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL：076-225-7621 FAX：076-225-7622</p>
農業人材確保・定住促進事業	農業者の育成だけでなく多様な人材が農業に参画し、県民全体が応援するという農業が発展する仕組みづくりを推進するため、農業人材に関するワンストップ窓口を設置し、県内外からの幅広い農業人材の確保・育成に努めます。	<p>公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL：076-225-7621 FAX：076-225-7622 URL：http://inz.or.jp/ E-mail：info@inz.or.jp</p>
いしかわ耕稼塾運営事業	プロ農業者から農業の応援団まで幅広い人材の養成を行う「いしかわ耕稼塾」において、目指す農業のタイプや段階に応じたコースを設置し、意欲にあふれた優秀な本県農業の担い手や理解者を育成します。	

地産地消サポートデスク	<p>生産者や流通・販売業者からの地産地消に関する各種相談をワンストップで受け付ける窓口を設置し、供給者側と需要者側とのマッチングを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県農林水産部 生産流通課 流通支援グループ TEL：076-225-1621 FAX：076-225-1624 ・南加賀農林総合事務所 企画調整室 TEL：0761-23-1707 FAX：0761-23-1207 ・石川農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-276-0528 FAX：076-276-2745 ・県央農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-239-1750 FAX：076-239-1720 ・中能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0767-52-2583 FAX：0767-52-3151 ・奥能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0768-26-2320 FAX：0768-26-2331
スローツーリズムサポートデスク	<p>農家民宿等の開業を希望する方に対し、古民家などの空き家の紹介から、開業さらには経営までをワンストップで支援します。</p>	<p>石川県農林水産部 里山振興室 TEL：076-225-1629 FAX：076-225-1618</p>
石川県林業労働力確保支援センター	<p>林業人材の確保・育成に関するワンストップ窓口として、林業に必要な知識や技術を身につける研修を行うなど、未経験でも林業の現場で安心・安全に働けるようきめ細かな支援を行います。</p>	<p>石川県林業労働力確保支援センター (石川県森林組合連合会内) TEL：076-237-0121 URL：http://ishikawa-ringyokikin.jp E-mail：info@ishikawa-ringyokikin.jp</p>
経営力強化総合支援アドバイザー派遣制度	<p>資金繰りなど足下の対策から、早期の業績回復や将来の成長に向けた前向きな取り組みへのアドバイスなど、中小企業等の様々な経営課題に対して、外部専門家の派遣を通じて支援します。(企業負担なし)</p>	<p>金沢商工会議所 TEL：076-263-1151 小松商工会議所 TEL：0761-21-3121 七尾商工会議所 TEL：0767-54-8888 輪島商工会議所 TEL：0768-22-7777 加賀商工会議所 TEL：0761-73-0001 珠洲商工会議所 TEL：0768-82-1115 白山商工会議所 TEL：076-276-3811 石川県商工会連合会 TEL：076-268-7300 石川県中小企業団体中央会 TEL：076-267-7711 (公財)石川県産業創出支援機構 TEL：076-267-1244 石川県信用保証協会 TEL：076-222-1550 石川県商工労働部 経営支援課 経営支援グループ TEL：076-225-1525 FAX：076-225-1523</p>
石川県エコ・リサイクル製品認定制度	<p>県内のリサイクル産業の育成、リサイクル製品の利用促進を図るために、県内で発生する循環資源を再生利用し、県内で製造加工されたもののうち、一定基準を満たすものを「石川県エコ・リサイクル製品」として認定します。</p>	<p>石川県生活環境部 資源循環推進課 資源循環グループ TEL：076-225-1849 FAX：076-225-1473</p>
いしかわエコデザイン賞表彰制度	<p>脱炭素(地球温暖化対策)、里山里海保全などの自然共生、資源循環(3R)など、持続可能な社会の実現に向けて生み出された石川発の優れた製品やサービスを表彰します。</p>	<p>石川県生活環境部 温暖化・里山対策室 企画推進グループ TEL:076-225-1462 FAX:076-225-1479</p>
介護保険制度の事業者指定(居宅サービス)に関する相談	<p>介護サービス事業を実施するために必要な介護保険法上の各基準についての情報提供と実際に事業を始められる方には事前相談を受け付けています。</p>	<p>石川県健康福祉部 長寿社会課 在宅サービスグループ TEL：076-225-1417 FAX：076-225-1418 金沢市内で介護サービス事業を実施予定の場合は、金沢市介護保険課(TEL：076-220-2264)までお問い合わせください。</p>

認可外保育施設の開設に関する相談

認可外保育施設を開設する際の設置基準や、設置届出の手続きについての情報提供や相談を受け付けています。

石川県健康福祉部 少子化対策監室
保育施設グループ
TEL : 076-225-1497 FAX : 076-225-1423
金沢市内で認可外保育施設を設置予定の場合は、金沢市保育幼稚園課(TEL : 076-220-2299) までお問い合わせください。

障害福祉サービス等の事業者指定に関する相談

障害者に対する介護や就労の場を提供する障害福祉サービス事業を実施する際の職員の配置基準や、指定申請の手続きについての情報提供や相談を受け付けています。

石川県健康福祉部 障害保健福祉課
企画推進グループ
TEL : 076-225-1428 FAX : 076-225-1429
金沢市内で障害福祉サービス事業所を開設予定の場合は、金沢市障害福祉課(TEL : 076-220-2289) までお問い合わせください。

【融資】

制度名	制度の概要	問い合わせ先
農業近代化資金	農業へ参入しようとする一般企業が、営農活動(農地の取得を除く)に必要な資金を取扱融資機関(農協・銀行・信用金庫)から、低利で借り受ける農業制度資金です。	最寄りの農協等取扱融資機関 石川県農林水産部 農業政策課 団体指導グループ TEL : 076-225-1615 FAX : 076-225-1618
経営体育成強化資金	農業へ参入しようとする一般企業が、営農活動に必要な資金を日本政策金融公庫から、低利で借り受ける農業制度資金です。	日本政策金融公庫金沢支店 (農林水産事業) 融資課 TEL : 076-263-6472 石川県信用農業協同組合連合会等取扱融資機関 石川県農林水産部 農業政策課 団体指導グループ TEL : 076-225-1615 FAX : 076-225-1618
林業・木材産業改善資金	林業・木材産業へ参入しようとする企業等が、林業・木材産業に取り組むにあたり必要な資金を無利子で借り受ける制度資金です。	石川県農林水産部 森林管理課 森林資源利活用グループ TEL : 076-225-1643 FAX : 076-225-1645
経営革新等支援融資 (経営革新支援分・格差対策分)	知事等の承認を受けた経営革新計画に基づき経営革新をする方に対する低利の融資制度です。	
地域商工業活性化融資(一般分)	設備投資をする方に対する低利の融資制度です。	石川県商工労働部 経営支援課 金融グループ TEL : 076-225-1522 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/youkou.html
事業転換支援融資 (一般分・格差対策分)	新たに違う業種に進出する方(事業転換・多角化)に対する低利の融資制度です。	
経営安定支援融資 (一般分、再生支援分、緊急経営安定支援分)	売上高が減少している方等に対する運転資金の低利の融資制度です。	

経営安定支援融資 (資金繰り支援分)	保証協会の保証付き融資の借り換えをされる方に対する低利の融資制度です。	石川県商工労働部 経営支援課 金融グループ TEL : 076-225-1522 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/youkou.html
新型コロナウイルス感染症経営改善支援特別融資	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少している事業者に対する低利の融資制度です。	
石川県環境保全 資金融資制度	公害防止施設の整備やリサイクル施設の整備等、環境保全のための施設を整備する中小企業者並びにその団体に対する融資です。	石川県生活環境部 環境政策課 企画管理グループ TEL : 076-225-1463 FAX : 076-225-1466
石川県地球温暖化 対策支援融資制度	省エネ設備の導入など中小企業者が取り組む地球温暖化対策に必要な設備投資に対する融資です。	
石川県産業廃棄物 処理施設整備資金融資制度	産業廃棄物処理施設を整備する中小企業者並びにその団体に対する融資です。	石川県生活環境部 資源循環推進課 企画管理グループ TEL : 076-225-1471 FAX : 076-225-1473
石川県 バリアフリー施設 整備促進融資制度	公益的施設のバリアフリー化を推進するため、民間事業者がバリアフリー条例に基づいて施設の整備を行う場合、整備に必要な資金を融資します。	石川県健康福祉部 厚生政策課 地域福祉グループ TEL : 076-225-1478 FAX : 076-225-1409 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/bariafree-yuusi.html

【助成】

制度名	制度の概要	問い合わせ先
いしかわ農業参入 支援ファンド事業	条件不利地域など担い手が不足する地域において、一定規模以上の耕作放棄地の再生等に取り組む企業や農業法人に対し、営農が軌道に乗るといわれる5年間、経営を下支えする支援を行います。	石川県農林水産部 農業政策課 農業参入・経営戦略推進室 TEL : 076-225-1613 FAX : 076-225-1618 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL : 076-225-7621 FAX : 076-225-7622 URL : http://www.inz.or.jp/ E-mail : info@inz.or.jp
担い手農業機械 導入支援事業	地域の話し合いで決定した、今後地域の中心となる経営体等が農業経営の発展・改善を目的として、農業機械や施設を融資を使って導入する場合、融資残額の自己負担金に対して、事業費の最大で3/10まで助成します。	石川県農林水産部 農業政策課 農業参入・経営戦略推進室 TEL : 076-225-1613 FAX : 076-225-1618
いしかわ里山振興 ファンド事業	里山里海の資源を活用した生業(なりわい)の創出や里山里海地域の振興に係る事業を支援します。	いしかわ里山づくり推進協議会 (石川県農林水産部 里山振興室) TEL : 076-225-1631 FAX : 076-225-1618

建設業サポートブック

発行 令和4年12月
発行者 石川県土木部
編集 石川県土木部監理課
〒920-8580
金沢市鞍月1丁目1番地
TEL.076-225-1712
FAX.076-225-1714

